

議案第21号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
次のとおり三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成11年3月11日

三朝町長 吉 田 秀 光

平成11年3月24日原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

三朝町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年三朝町条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

- 2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、別に定めるところにより、一斉に与えないことができる。

第8条第1項中「第8条第1号から第10号まで及び第13号から第15号まで」を「別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号まで」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として別に定めるもののない職員に限る。）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

- 2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（常態として当該子を養育することができる当該子の同居の親族として別に定めるものない職員に限る。以下この項において同じ。）が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、別に定める日から起算して1年を経過する日までの間において360時間（職員が、勤務制限を必要とする期間が1年に満たないため、1年に満たない期間（月を単位とする期間に限る。）について請求した場合にあっては、当該請求に係る期間に応じて別に定める時間）を超えて、第8条第2項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。
- 3 前2項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、前2項中「子」とあるのは「要介護者」と、「養育」とあるのは「介護」と読み替えるものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、勤務の制限に関する手続その他の勤務の制限に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成11年4月1日から施行する。